

社会福祉法人 あんず会 特別養護老人ホーム 須磨浦の里
指定介護老人福祉施設入居契約書

_____様（以下、利用者という。）と 社会福祉法人あんず会 特別養護老人ホーム 須磨浦の里（以下、事業者という。）は、当施設における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払う事について、次のとおり契約（以下本契約という。）を締結します。

第1章 総 則

（契約の目的）

- 第1条 事業者は、介護保険法等の関係法令およびこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対しその日常生活を営むために必要な居室及び共用施設などを提供するとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容は、「施設サービス計画書」に定めるとおりとします。ただし、事業者は施設サービス計画が作成されるまでの間、利用者の能力に応じて適切な介護サービスを提供します。
- 3 利用者は第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、継続してサービスを利用できるものとします。

（要介護認定の申請援助および施設サービス計画の決定・変更）

- 第2条 事業者は利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は利用者が希望する場合は要介護認定の申請を代行します。
- 3 事業者は介護支援専門員に第1条の第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 4 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者およびその家族に対して説明し同意を得たうえで決定します。
- 5 事業者は6ヶ月に1回、もしくは利用者の心身の状況の変化に応じて必要とされる場合、または利用者およびその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に施設サービス計画について変更の必要性があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画に変更の必要があると認められた場合には、利用者およびその家族等と協議して施設サービス計画を変更するものとする。
- 6 事業者は施設サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付しその内容を確認するものとします。
- 7 要介護認定前にサービスを提供する場合には、要介護認定後に契約継続の意思を確認し、提供するサービス内容を見直します。

（介護保険給付対象サービス）

- 第3条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設において利用者に対し、入浴・排泄・食事などの介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

- 2 事業者は、介護保険給付対象サービスにあたり、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトや Y 字型抑制帯をつける、介護服（つなぎ）を着せる、食事時以外に車椅子テーブルにつける、ベッド柵を 4 本つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過剰に使用する等の方法による身体拘束は行いません。（やむを得ない場合は、同意書を締結します）

（介護保険対象外のサービス）

第 4 条 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- 一 利用者が選定する特別な食事。
 - 二 利用者に対する理美容サービス。
 - 三 別に定めるところにしたがって行う利用者からの金銭・預貯金および貴重品の管理。
 - 四 事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供、あるいはレクリエーション行事。
- 2 前項の他、事業者は利用者との合意によって日常生活においても通常必要となるものに係るサービスを介護保険給付の対象外として提供するものとします。
 - 3 前項の第 1 節および第 2 節のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
 - 4 事業者は第 1 項および第 2 項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族にもわかりやすく説明するものとします。

（運営規定の遵守）

第 5 条 事業者は別に定める運営規定に従い必要な人員を配置し、利用者に対して本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物および付帯施設の維持管理を行うものとします。

- 2 本契約における運営規定については、本契約に付随するものとして利用者・事業者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は利用者に対して事前に説明することとします。
- 3 利用者が前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第 2 章 料 金

第 6 条 利用者は要介護度に応じて第 3 条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から、介護保険給付額を差し引いた差額分（通常はサービス利用料の 1 割）を自己負担として事業者が定める期日までに事業者に支払うものとします。ただし、自立と判断された場合には、利用料は全額利用者の負担となります。

- 2 利用者が要介護認定を受けていない場合には、第 3 条に定めるサービスの利用料金（重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金）全額を事業者にいったん支払うものとします。（要介護度認定後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。）
- 3 第 4 条に定めるサービスについては、利用者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 4 前項の他、利用者は食費、居住費及び利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 5 前第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金は 1 ヶ月毎に計算し利用者はこれをサービス利用月の翌月 20 日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。ただし第 4 条の第 1 項・第 1 節に定める「利用者が選定する特別な食事」等の代金は飲食時に現金にて支払うものとします。
- 6 1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用料金の変更)

- 第7条 第6条第1項および第2項に定めるサービス利用料金および同第4項に定める食事代の自己負担金額について、介護給付体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更できるものとします。
- 2 第6条第3項および第4項に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く。）について、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合には、事業者は利用者に対して、変更を行う日の1カ月前までに文書で連絡したうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
 - 3 利用者が前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

(利用負担金の減免)

- 第8条 事業者は保険者が以下に該当すると認めた利用者については利用者負担を減免することができます。
- 1 住民税世帯非課税者のうち、特に生計が困難であると認められた場合。
 - 2 減免の限度については、保険者が定めた内容に基づき行います。

第3章 事業者の義務

(事業者およびサービス従事者の義務)

- 第9条 事業者およびサービス従事者はサービスの提供にあたって、利用者の生命・身体・財産等の安全に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携し、利用者から聴取・確認のうえでサービスを実施するものとする。
 - 3 事業者は非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時に備えるため利用者に対して、定期的に非難・救出その他の必要な訓練を行うものとします。
 - 4 事業者およびサービス従事者は、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
 - 5 事業者は利用者が受けている要介護認定の有効期間満了時の30日前までに、要介護認定更新の申請の援助を行うものとします。
 - 6 事業者は利用者の請求に応じて施設サービスの提供についての記録を閲覧させ、複写物を交付するものとします。（1枚あたり10円）

(守秘義務)

- 第10条 事業者・サービス従事者または従業員は、介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た利用者またはその家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。
- 2 事業者は利用者に医療上必要がある場合には、医療機関に利用者に関する心身上の情報を提供できるものとします。
 - 3 事業者は第20条に定める利用者の円滑な退居のための円滑な援助を行う場合に、利用者に関する情報を提供する際には利用者の同意を得るものとする。

第4章 利用者の義務

(利用者の施設利用上の注意・義務等)

- 第11条 利用者は居室・共用施設および敷地をその本来の用途にしたがって利用するものとします
- 2 利用者はサービスの実施および安全衛生上の必要が認められる場合には、事業者およびサービス従事者が利用者の居室に立ち入り、必要な措置を取ることを認めるものとします。ただしその場合、事業者は利用者のプライバシー保護について、十分配慮するものとします。
 - 3 利用者は当施設とその設備について、故意または重大な過失により滅失・破損・汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、または相当の代価を払うものとします。
 - 4 利用者の心身の状況により特段の配慮が必要な場合には、利用者およびその家族と事業者の協議により、居室・共用施設または設備の利用方法を決定するものとします。

(利用者の禁止行為)

第12条 利用者は、施設内で次の各号に該当することは許されません。

- 一 施設敷地内での喫煙
- 二 他の利用者またはサービス従事者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営業活動などを行うこと。
- 三 入居案内書その他において事業者が定めた物以外の持ち込み。

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

(損害賠償責任)

- 第13条 事業者は本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、利用者に故意または過失が認められる場合であって、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償を減じることができるものとします。
- 2 事業者は前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

- 第14条 事業者は自己の責に帰する事由が無い限り、損害賠償責任を負いません。
- とりわけ、以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。
- 一 利用者が契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合。
 - 二 利用者が、サービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合。
 - 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - 四 利用者が事業者もしくはサービス従事者の指示などに反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

- 第15条 契約の有効期間中、地震・水害等の天災、その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、事業者は利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合において、事業者は利用者に対して既に実施したサービスについては、所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第6条第6項の規定を準用します。

第6章 契約の終了

(契約の終了事由)

- 第16条 利用者は以下の各号に基づく契約の終了が無い限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
- 一 利用者が死亡した場合。
 - 二 要介護認定により利用者の心身の状況が、自立または要支援、要介護1または2と判断された場合。
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合。
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
 - 五 施設が介護保険の指定を取り消された場合。または、指定を辞退した場合。
 - 六 第17条から第20条に基づき本契約が解約または解除された場合。

(利用者からの途中解約)

- 第17条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約できます。この場合には、利用者は契約終了を希望する7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者は第5条の第3項・第7条の第3項および利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 利用者が第1項の通知を行わずに退居した場合には、事業者が利用者の解約の意志を知った日をもって本契約は解約されたものとします。
- 4 第6条第6項の規定は本条にも準用されます。

(利用者からの契約解除)

- 第18条 利用者は事業者またはサービス従事者が、以下の事項に該当する行為を行った場合には本契約を解除することができます。
- 一 事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
 - 二 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合。
 - 三 事業者もしくはサービス従事者が、故意または過失により利用者の身体・財物・信用を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合。もしくは、傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合。

(事業者からの契約解除)

第19条 事業者は利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 利用者が契約締結時に、その心身の状況および病歴等の重大事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - 二 利用者による第6条の第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず正当な理由なくこれが支払われない場合。
 - 三 利用者が故意または重大な過失により、他の利用者および事業者またはサービス従事者の財物・信用を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - 四 利用者の行為が他の利用者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続し難い重大な事情が生じた場合。
 - 五 利用者が連続して3ヶ月以上病院または診療所に入院すると見込まれる場合。もしくは、入院した場合。
 - 六 利用者が介護老人保険施設に入所した場合。もしくは、介護療養型医療施設に入院した場合。
- 2 前項の規定による契約の終了後、退居までに事業者が利用者に対して実施したサービスの利用料金については全額利用者の負担とします。

(契約の終了に伴う援助)

第21条 本契約が終了し利用者が施設を退所する場合には、前条の場合を除き、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行うものとします。

- 一 病院もしくは診療所または介護老人保険施設等の紹介。
 - 二 居宅介護支援事業所の紹介。
 - 三 その他保険医療サービスまたは福祉サービス提供者の紹介。
- 2 前条の規定により契約が解除され、利用者が施設を退居する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境などを勘案し、円滑な退居のために必要な前項第一号から第三号に定める援助を利用者に対して速やかに行うよう努めるものとします。

(利用者の入院に係る取り扱い)

第22条 利用者が病院または診療所に入院した場合、入院した翌日から3ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び入居できるものとします。

- 2 前項における入院期間において、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から、介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。
- 3 第19条の第1項第五号による事業者からの契約の解除であっても、利用者が入院後概ね3ヶ月以内に退院すれば、事業者は利用者が退院後も再び施設に優先的に入居できるよう努めるものとします。また、施設が満室の場合でも、短期入所生活介護等を優先的に利用できるよう努めるものとします。

(居室の明け渡し)

- 第23条 利用者は第16条の第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務および第11条の第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 利用者は契約終了日までに居室を明け渡さない場合、または、前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から実際に居室が明け渡された日までの期間に係る重要事項説明書に定める所定の料金を事業者に支払うものとします。
 - 3 第1項の場合に、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第6条の第6項を準用します。

(身元引受人)

- 第24条 身元引受人は本契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、利用者と連帯してその履行の責任を負います。
- 2 身元引受人は前項の責任のほかに次に定める責任を負います。
 - 一 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込み、費用負担など、その入院の手続きを円滑に遂行すること。
 - 二 本契約が終了した場合に、事業者と協力して利用者の状態に応じた受入先を確保すること。
 - 三 利用者が死亡した場合、速やかに遺体および残置物の引き取りなど必要な処理を行うこと。
 - 3 事業者は利用者が入院を必要とする場合ならびに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとします。
 - 4 事業者は利用者に身元引受人がない場合において、本契約終了後に残置物その他の処理を行う必要がある場合には、事業者の費用で利用者の残置物を処分できるものとします。その費用については、利用者からの預り金等、事業者の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。
 - 5 利用者は身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たに身元引受人を立てるように努めます。

(連帯保証人)

- 第25条 連帯保証人は、本契約から生じる利用者の債務(本契約に関連して生じた不法行為による賠償債務も含みます)(利用者・身元引受人が契約者本人として事業者に対して債務を負う場合にはこれを含むものとします)を連帯して保証します。本契約が更新された場合においても、同様です。
- 2 前項の連帯保証人の負担は、極度額60万円を限度とします。
 - 3 連帯保証人の請求が発生時、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、主たる債務者の債務の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額、その他民法458条の2に定める主たる債務について情報を提供します。

(一時外泊)

第26条 利用者は事業者の同意を得たうえで、施設外に外泊することができるものとします。この場合、契約者は宿泊開始日の2日前までに事業者に届け出るものとします。

2 前項に定める宿泊期間中において、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。

第7章 その他

(苦情対応)

第28条 事業者はその提供したサービスに関する利用者および身元引受人からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を配置して適切かつ迅速に対応するものとします。

(裁判管轄)

第29条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は利用者の住所地为管轄する裁判所を第1裁判所とすることをあらかじめ合意します。

(協議事項)

第30条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者もしくは身元引受人と誠意を持って協議するものとします。

以上の契約を証するため本書を作成し、利用者、身元引受人・連帯保証人、事業者が記名捺印のうえ、各1通保有するものとする。

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名

印

身元引受人

住 所

氏 名

印

連帯保証人

住 所

氏 名

印

事業者

住 所 神戸市須磨区一の谷3丁目3番21号

法人名 社会福祉法人あんず会 特別養護老人ホーム 須磨浦の里

理事長 鶴崎 隆一

利用者は署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わってその署名をいたします。

署名代行者

住 所

氏 名

印

(契約者との続柄；)

個人情報利用に関する同意書

利用者、身元引受人は介護保健法に基づく本契約書第10条の守秘義務および第20条の契約の終了に伴う援助に関し、各条項の定めるところを理解、遵守し、利用者及びその家族の個人情報、または身元引受人の個人情報を、貴事業者が本契約の契約の契約期間中用いることに同意します。

令和 年 月 日

社会福祉法人 あんず会
特別養護老人ホーム 須磨浦の里
理事長 鶴崎隆一 殿

(サービス利用者)

住 所

氏 名

印

(署名代行者)

住 所

氏 名

印

(利用者との続柄;)

(身元引受人・連帯保証人または利用者の家族代表者)

住 所

氏 名

印

(利用者との続柄;)